

# G17 建設副産物対策

初版 平成22年7月

# 建設副産物対策について

## 1 建設副産物対策

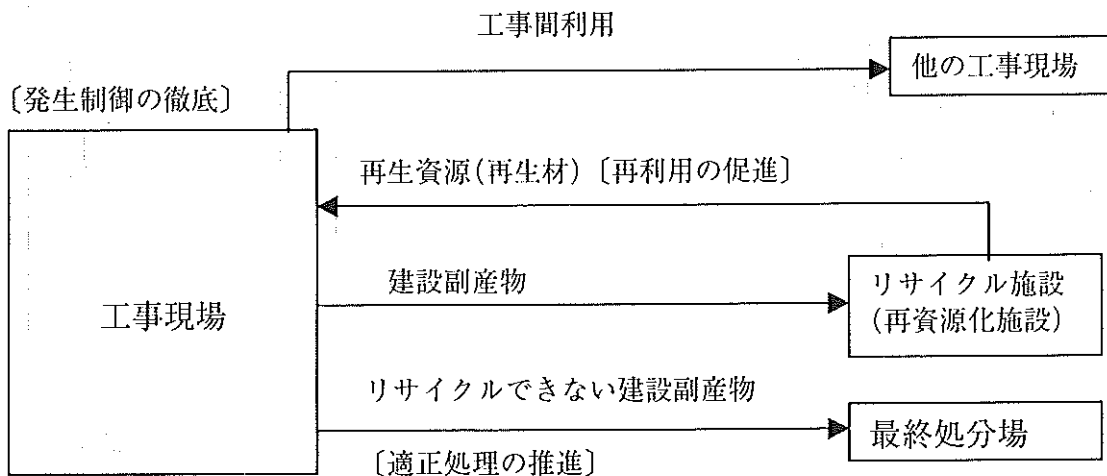
### (1) リサイクルの推進

廃棄物の総排出量は、年間約 4 億 5200 万トン (H13) と膨大な量となっており、そのうち約 9 割 (約 4 億トン) が産業廃棄物であり、建設工事から発生する廃棄物 (建設廃棄物) は、産業廃棄物のうち約 2 割、最終処分量の約 4 割を占めており、減量化やリサイクルの推進は重要な課題となっている。

そこで、減量化やリサイクルを推進するため、「発生の抑制」、「再利用の促進」、「適正処理の推進」の 3 つの基本施策をもとに、先導的な役割を担う公共工事における取り組みを中心に推進していく。

### (2) 基本的な考え方

- ① 可能な限り工事計画の段階から建設副産物を発生しない計画又は現場内利用とすることにより発生量を極力抑制する。
- ② 再利用の促進  
搬出せざるを得ないものについては、リサイクルを促進する。
- ③ 適正処理の推進  
リサイクルができない場合は、適正な処理により不法投棄を防止する。



## 2 関係法規の基礎知識

### (1) 建設リサイクル法

平成 12 年 5 月 31 日に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法) の概要は次のとおりである。

#### ① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け (法第 9 条、法第 16 条)

一定規模以上の建設工事 (以下「対象建設工事」という。) については、建設工事現場での特定建設資材 (コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材) の分別及び特定建設資材廃棄物の再資源化の義務がある。

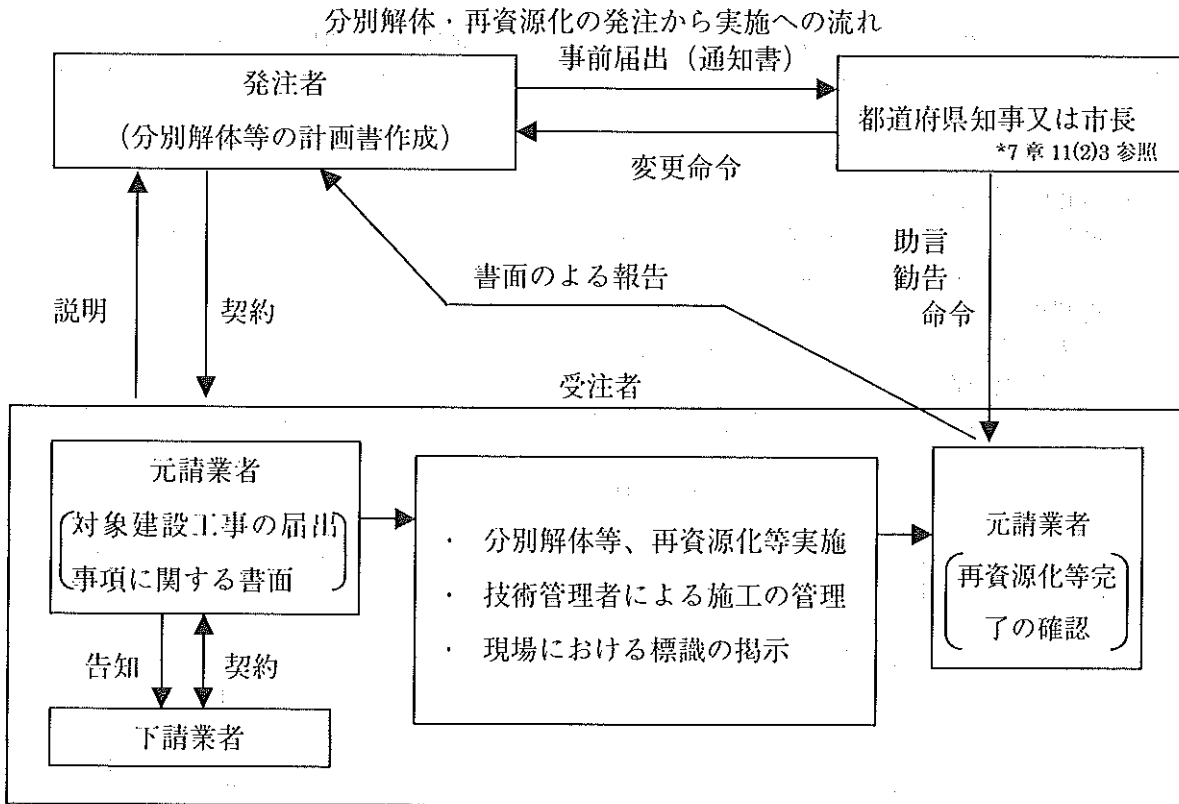
対象建設工事の規模は、政令で定めるほか、都道府県条例により規模引き下げが可能となっている。

なお、木材については、工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設がない場合又は以下の条件をともに満たす場合は再資源化施設への搬出に代えて縮減する施設への搬出とすることができる。

- ・ 再資源化施設までの運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。

- ・ 縮減をするために行う運搬に要する費用が再資源化施設までの運搬に要する費用より低い場合。
- ②分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置(法第10条から15条、法第17条から20条)

①の対象となる対象建設工事の発注者は、事前に都道府県知事に届出(公共工事の場合は通知)する必要がある。元請業者は、発注者に対して届出内容を書面により説明して契約する必要がある、加えて元請業者は下請業者に対してその旨を告知して契約する必要がある。



③解体工事業業者の登録制度の創設(法第21条から37条)

建築解体工事を行う業者は、都道府県知事へ登録する必要がある(既に建設業の許可を得ている業者除く)。また、解体工事現場へ技術管理者を配置し適正な解体工事を実施する必要がある。

(2)建設リサイクル法以外の関係法規

1)概要

工事発注者として、建設リサイクル法以外で建設副産物処理に関し必要な法律の要点は次のとおりである。

- ①建設発生土については、廃棄物処理法の対象外であるため運搬等に関して許可等を必要としない。
- ②ただし、建設発生土の受入は開発行為の一種であるため、開発行為や土地利用規制に関する許可又は届出が必要となる場合がある。
- ③建設廃棄物については、廃棄物処理法上その処理責任は工事の元請業者にある。さらに、元請業者が自ら処理する以外は、運搬、処分に関する都道府県知事の許可を得た業者、施設である必要がある。工事発注者としては、建設廃棄物の適正処理を進めるため元請業者を指導・監督する必要がある。
- ④建設廃棄物の処理を委託する場合には、管理票(マニフェスト)を用いて適正処理を行うこ

ととなり、工事発注者としては、工事完了時にマニフェストの提出を求めて適正処理を確認する必要がある。

## 2) リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)

資源の有効な利用の確保を図り廃棄物の発生抑制及び環境の保全に資するため必要な措置を講ずることにより健全な発展に寄与することを目的としている。(法第1条)

この法律を補完するために、建設省令等で詳細な事項について取り決めている。

以下に必要な事項を記す。

### (1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる事項を定める省令(平成3年10月25日建設省令第19号)→法第10条に關係

- ①建設発生土の利用(第4条)
- ②コンクリート塊の利用(第5条)
- ③アスファルト・コンクリート塊の利用(第6条)
- ④再生資源が発生した工事現場での利用(第7条)
- ⑤再生資源利用計画の作成等(第8条)

一定規模以上の指定副産物についての計画の作成  
工事完成後、計画及びその実施状況を記録し1年間保存

### ⑥管理体制の整備(第9条)

### (2) 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用促進に関する判断の基準となる事項を定める省令(平成3年10月25日建設省令第20号)→法律第18条に關係

#### ①再資源化施設の定義(第2条)

再資源化施設:建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。

- ②建設発生土の利用の促進(第4条)
- ③コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生土の利用の促進(第6条)
- ④再生資源利用促進計画の作成等(第7条)→建設工事業業者(請負者)の義務

一定規模以上の指定副産物についての計画の作成  
工事完成後、計画及びその実施状況を記録し1年間保存

### ⑤管理体制の整備(第8条)

### (3) 再生資源の利用の促進に関する基本方針の定めた件

(平成5年8月16日建設省令他6省庁告示第1号)→法律第3条第1項に關係

#### ①再生資源の種類ごとの利用の目標(建設工事業業者及び発注者の義務)

##### ・建設発生土

建設発生土の性質に応じて適切な用途に利用するよう努めること。

建設発生土の情報提供及び他現場の土砂に関する情報収集に努めること。

##### ・コンクリート塊

再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料として利用するよう努めること。

現場における分別、及び破碎並びに再生資源化施設の活用に努めること。

##### ・アスファルト・コンクリート塊

再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料として利用するよう努めること。

現場における分別、及び破碎並びに再生資源化施設の活用に努めること。

##### ・建設発生木材

現場における分別、及び切断再生資源化施設の活用に努めること。

## 3) 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理をし、ならびに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。(法第1条)

産業廃棄物に関する主要な事項を次に示す。

### (1) 廃棄物の処理責任

- ①事業者(排出事業者のことで建設工事の場合は元請業者)はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない。(第10条)→建設廃棄物の処理責任は廃掃上は元請業者にある。
- ②事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、収集・運搬又は処分に関する都道府県知事の許可を得た者に政令で定める基準に従い委託する必要がある。委託する場合は、事業者は委託者に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。→産業廃棄物処理を委託する場合は、すべての廃棄物についてマニフェストの交付が必要(第12条)。

(2)許可

- ①産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として行う者は、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可が必要。ただし、事業者自ら行う場合又は再生利用の目的で行う場合を除く。(第14条)
- ②産業廃棄物処理施設(政令で定める一定規模以上のものに限る)を設置する者は、都道府県知事(保健所設置市にあっては市長)の許可が必要。(第15条)

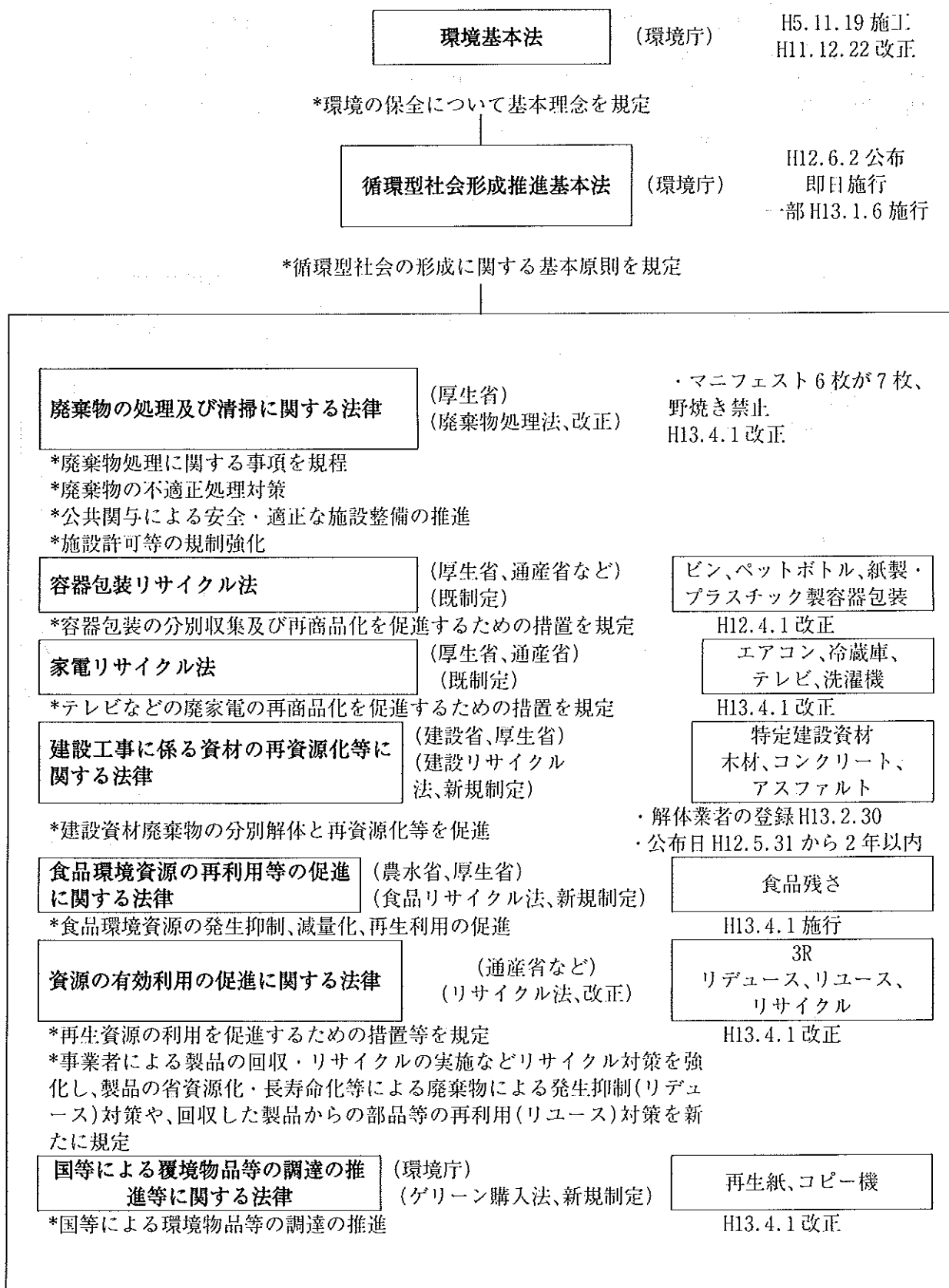
(3)罰則

不法投棄をした法人に対する1億円以下の罰金(第30条)等、罰則規定有り。

関連法規の主要事項

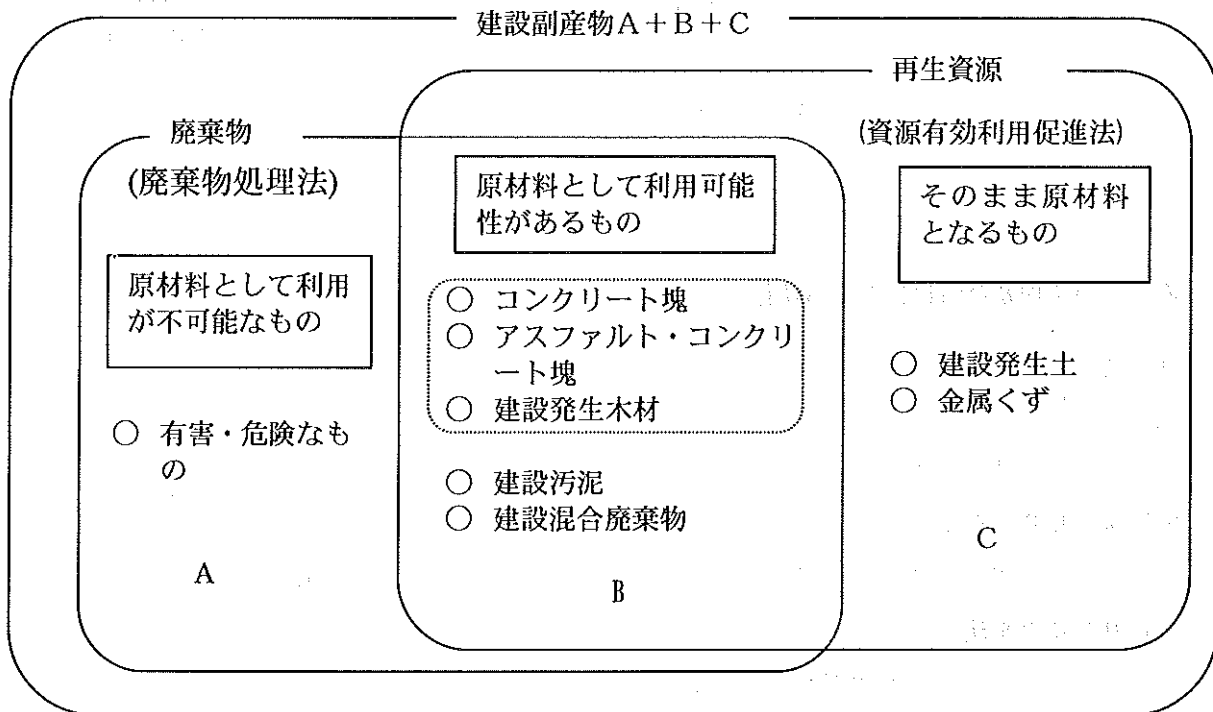
法律等	主要事項
資源の有効利用の促進に関する法律(H3.4.26、リサイクル法) 建設省、通産省、農林水産省、大蔵省、厚生省、運輸省、環境庁所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業の再生資源を土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊とする。(政令第1条・別表第1)</li> <li>・建設業の指定副産物を土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材とする。(政令第4条・別表第4)</li> <li>・再生資源の利用又は建設副産物の利用促進について、建設大臣が勧告・公表命令する建設業者の対象は、年間完成工事50億円以上の業者とする。(政令第5条・別表第1、政令第9条・別表第4)</li> <li>・再生資源利用計画・実施書の作成と1年間の保存(法10条・省令第8条)対象規模:土砂;1000m<sup>3</sup>以上、碎石500t以上、As合板200t以上</li> <li>・再生資源利用促進計画・実施書の作成と1年間の保存(法18条・省令第7条)対象規模:建設発生土;1000m<sup>3</sup>以上、As塊、Co塊、木材の合計200t以上</li> </ul>
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45.12.25、廃棄物処理法) 厚生省所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物等の定義(法2条)</li> <li>・事業者(排出事業者:建設事業の場合は工事の元請業者)は産業廃棄物を自ら処理する必要がある(法10条)</li> <li>・事業者が産業廃棄物処理を他人に委託する場合は、運搬又は処分に関する許可を得た業者に政令で定める基準に従い委託する必要がある。委託する場合は、廃棄物管理票(いわゆるマニフェスト)を交付する必要がある(法12条)。</li> <li>・産業廃棄物の収集・運搬及び処分を業として行う者は、都道府県知事の許可が必要。但し事業者自ら行う場合又は再生利用の目的で行う場合等を除く。特別管理廃棄物は産業廃棄物とし別個に必要(法14条)</li> <li>・産業廃棄物処理施設(政令で定める施設)を設置する者は、都道府県知事の許可が必要(法15条)</li> <li>・罰則(懲役又は罰金)規定あり(法25条)</li> </ul>

# 廃棄物・リサイクル関連法の全体



### 3 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源及び廃棄物を含むものです。再生資源とは、副産物の有効なものであって、原材料として利用できるもの又はその可能性のあるものです。廃棄物とは、原材料として利用不可能なもので一般廃棄物と産業廃棄物、特別産業廃棄物に分類されます。コンクリートの塊などは、廃棄物であるとともに、再生資源としても位置づけられるものです。また、建設発生土などは、廃棄物ではなく再生資源として位置づけられます。



建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

建設リサイクル法によりリサイクル等が義務付けられたもの

#### 4 再生資源活用のための運用基準

「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について」(平成 14 年 5 月 30 日国土交通省)では、次のように施行範囲等について通知しています。

##### (1) 指定副産物の工事現場からの搬出

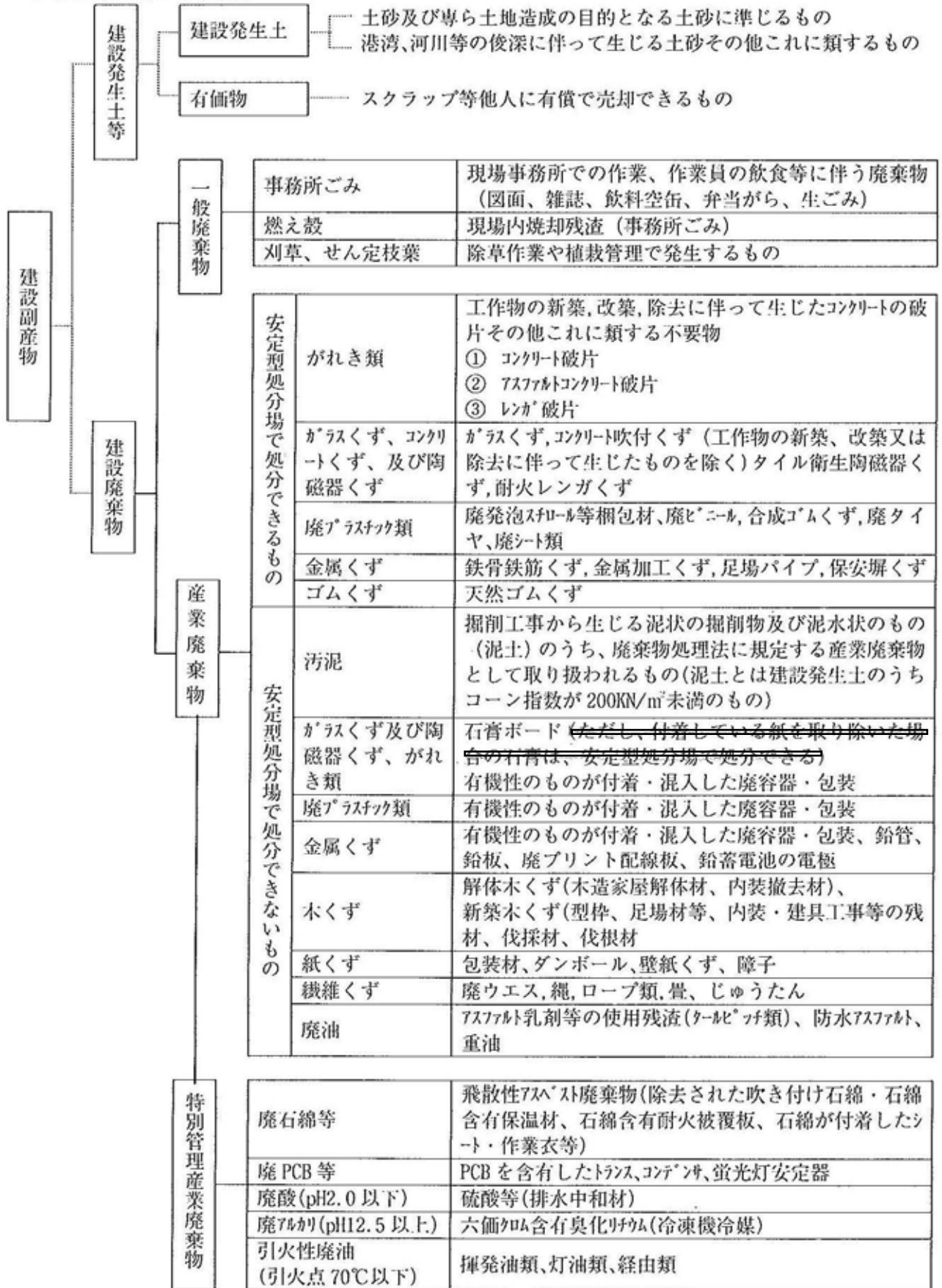
副産物の種類	施行範囲等
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	再資源化施設へ搬出する。
建設発生木材	原則として再資源化施設へ搬出する。ただし、工事現場からの 50 km の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の①、②の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減(焼却)とすることができる。 ① 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合 ② 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
建設発生土	原則として 50 km の範囲内の他の工事へ搬出する。

##### (2) 再生資材等の利用

副産物の種類	施行範囲等
再生骨材等	工事現場から 40 km の範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再生資材を利用する。
再生アスファルト混合物	工事現場から 40 km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生アスファルトプラントがある場合は、原則として再生アスファルト混合物を使用する。
建設発生土	工事現場から 50 km の範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事(民間建設工事を含む)がある場合、原則として建設発生土を使用する。



# 建設副産物の概要



※平成13年度4月より、一定の基準を満たす焼却炉以外での焼却（野焼き）は禁止されている。

## 5 再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書

### (1) 再生資源利用（計画・実施）書

元請業者は、一定規模以上の工事において、再生資源利用（計画書）を作成するとともに実施状況の記録（実施書）を一定期間保存することが省令第8条で定められています。

再生資源利用計画	
計画の作成	次のような建設資材を搬入する建設工事*) 1 体積が1,000m <sup>3</sup> 以上である土砂 2 重量が500トン以上である砕石 3 重量が200トン以上である加熱アスファルト混合物
定める内容	1 建設資材ごとの利用量 2 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3 その他、再生資源の利用に関する事項
保存期間	当該建設工事の完成後1年間

\*)なお、長野県の発注する工事では、数量が上記未満の場合も含めて全工事対象とする。

### (2) 再生資源利用促進（計画・実施）書

元請業者は、一定規模以上の工事において、再生資源利用促進計画（計画書）を作成するとともに実施状況の記録（実施書）を一定期間保存することが省令第7条で定められています。

再生資源利用促進計画	
計画の作成	次のような指定副産物を搬出する建設工事*) 1 体積が1,000m <sup>3</sup> 以上である建設発生土 2 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材の合計が200トン以上であるもの
定める内容	1 指定副産物の種類ごとの搬出量 2 指定副産物の種類ごとの再生資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3 その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
保存期間	当該建設工事の完成後1年間

\*)長野県の発注する工事では、数量が上記未満の場合も含めて全工事対象とする。

### (3) 「再生資源利用〔促進〕計画（実施書）」の記載要領

再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）で提出された各工事箇所データは、集計して建設副産物実態調査（センサス）データとして使用するものである。

建設工事から発生する建設副産物の再利用状況等を把握して、リサイクルの進捗状況、状況変化に応じた対策の検討のため毎年実施している。

#### ①調査項目（搬出先）

調査指定副産物については、平成12年度実態調査より、上記5-（1）、5-（2）の計画書・実施書に記載してあるリサイクル法にはよらず、「建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト」の10品目の発生量、現場内利用・減量化状況、場外搬出状況、再生資源化施設への搬出方法、最終処分場等への搬出状況、運搬距離の調査をしている。

#### ②調査方法等

調査は、リサイクル法に基づき再生資源利用〔促進〕計画の実施状況の記録（実施書）を利用する。

#### ③調査区分

搬出先調査建設資材の利用、建設副産物の搬出先状況調査

#### ④調査対象期間と調査対象工事

各年度（平成年4月1日から平成年3月31日までの間）に完成した建設工事。

対象工事規模は、リサイクル法によるものではなく、搬入量、搬出量の多少にかかわら

ず全ての工事を対象とする。

⑤調査票の種類

搬出先調査再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)様式1、様式2

⑥調査票等の配布

各建設事務所等及び管内市町村から受注者に説明し CDROM と記入要領等配布(貸与)する。

⑦提出

再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)の出力用紙をデータが格納されたフロッピーディスク(FD)1枚を提出する。

(4)「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)入カシステム」記入上の注意

[建設副産物実態調査(センサス)]

①発注機関名の欄には機関名(長野県)及び各機関名を記入する。

例：長野県長野建設事務所(土木部とは記入しない)、長野県長野市

②数値は、それぞれの単位に注意して、小数点以下1位を四捨五入して整数で記入する。なお、数値にカンマ「,」は付けないで記入欄の桁に注意して記入する。特に最終工事発注金額は記入欄の桁に注意して、万円単位で記入する。ただし、四捨五入したときに「0」となる場合(0.5未満の数量)は、切り上げてすべて「1」として記入する。

③提出した調査票の記入内容について問い合わせる場合があるので、提出した調査票の控えを保存しておくこと。なお、問い合わせに際しては、発注機関記入欄の調査票記入者に問い合わせますので、それぞれの担当者名、連絡先(電話番号、FAX番号)を必ず記入する。

④発注機関コード\*1、工種種別コード\*3、住所コードは\*4添付のコード表より選択して記入する。

⑤建築工事(解体含む)においては、建築面積、延床面積、構造、用途を必ず記入する。また、建築工事においては、解体と新築を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別々の工事として記入する。

⑥解体工事は建設副産物発生・搬出実績のみ記入する。

⑦土砂及び建設発生土の土量単位

建設資材利用における土砂の土量単位は「締固め m<sup>3</sup>」、建設副産物発生・搬出における建設発生土の土量単位は「地山 m<sup>3</sup>」とする。

⑧重量換算について

土砂、建設発生土以外の品目の数量単位は重量(トン)で記入する。体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入する。実態値がない場合には、換算表(表-10)を参考にして記入する。

⑨調査票項目の搬出先の種類選択で、2 再資源化施設と 10 中間処理、4 スト再で 9 スト処分の取り違いに注意する。

⑩受注者からの提出は、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)1部(内容をチェックする)とフロッピーディスク(FD)とする。

入カシステムの操作方法に関する問い合わせば、下記までご連絡ください。

【システムサポート窓口】

(財)日本建設情報総合センター建設副産物情報センター TEL:03-3505-0410 月～金(土日祝祭日除く)9時30分～17時 FAX:03-3505-8872 E-mail:recycle@jacic.or.jp FAX, E-mailは24時間受付(回答は上記TEL受付時間内)
--

【サポートの主な内容】

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| ○システムのインストール、アンインストール方法         | ○データのバックアップ方法 |
| ○システムの操作方法                      | ○システムの提出方法    |
| ○システム操作中のエラーの対応方法(トラブル質問票を利用する) |               |





## 6 発生土利用基準

国官技第 341 号  
国官総第 669 号  
平成 16 年 3 月 31 日

各地方整備局等 企画部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長  
国土交通省大臣官房公共事業調査室長

### 発生土利用基準について

標記について、別紙のとおりとりまとめたので、建設発生土等の適正な利用を図られたい。

#### 1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥(以下「発生土」という。)の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等をふまえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

#### 2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。

#### 3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

#### 4. 土質区分基準

##### (1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1 に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

##### (2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2 に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

#### 5. 適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、表-3 に示す適用用途標準を目安として、個々の事例に即して対応されたい。

#### 6. 関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準(案)」(建技調発 178 号 平成 6 年 7 月 20 日)は廃止する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令 *1)	細区分 *2) *3) *4)	コーン 指数 q <sub>c</sub> *5) (kN/m <sup>2</sup> )	土質材料の工学的分類 *6) *7)		備考 *6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) W <sub>n</sub> (%)	掘削方法
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
	第1種改良土 *8)		砂質土	砂 {S} 礫質砂 {SG}		
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M} 粘土 {C}	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種発生土を除く))	第4a種	200 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第4b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M} 粘土 {C}	40~80%程度	
	第4種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
泥土*1) *9)	泥土 a	200 未 満	有機質土	有機質土 {O}	40~80%程度	
	泥土 b		人工材料	改良土 {I}	—	
			砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M} 粘土 {C}	80%程度以上	
	泥土 c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土粘土 {V}	—	
	有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上			
		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—		

- \*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令60) においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- \*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m<sup>2</sup>以上の性状に改良したものである。
- \*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。
- \*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- \*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)
- \*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- \*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- \*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- \*9) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について、昭和46年10月16日環整43厚生省通知)  
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)  
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A1205

\*1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

\*2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)



表一 3 適用用途標準 (1)

適用用途		工作物の埋戻し		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
						評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの種種)	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	△		△		△		○	
	第4種								
	改良土	△		△		△		○	
泥土	泥土a	△		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		△	

[評価]

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。  
 粒度調整：利用場所や目的によって細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能なもの。  
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。  
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上がり厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

表一 3 適用用途標準 (2)

適用用途		河川築堤				土地造成				水面埋立	
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成			
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎		◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	○		○		○		○		◎	
	第4種改良土	○		○		○		○		◎	淡水域利用注意
泥土	泥土a	○		○		○		○		○	
	泥土b	△		△		△		△		○	
	泥土c	×		×		×		△		△	

## 参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

\*「締固めた土のコーン指数試験方法 (JISA1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第1回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作成	試料	4.75mmふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径 100mm 高さ 127.3mm
	ランマー	質量 2.5kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24c m <sup>2</sup> 、先端角度 30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の断面積 3.24c m <sup>2</sup> で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

## 7 コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)

(平成6年4月11日、建設省技調発第88号)

建設副産物の再生利用は、環境保全、資源の有効利用、処分場の不足などの事情から緊急に取り組むべき課題となっている。ここに定める「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」は、当面のコンクリート副産物の調整利用の促進策として、コンクリート用再生骨材、路盤材および埋め戻し材・裏込め材として再生利用する際の品質基準(案)をとりまとめたものである。

### (1) コンクリート用骨材

#### I 再生骨材の品質

- a) 再生骨材は、表1の品質を満足するものでなければならない。
- b) 表1の品質を満足しないものあるいは化学的・物理的に不安定な再生骨材はこれを用いてはならない。ただし、試験結果等から有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよい。

表1 再生骨材の品質

項目	再生粗骨材			再生細骨材		
	1種	2種		1種	2種	
種別						
吸水率(%)	3以下	3以下	5以下	7以下	5以下	10以下
安定性	12以下	40以下	12以下	—	10以下	—
		(40以下) <sup>注)</sup>				

注) 凍結融解耐久性を考慮しない場合。

(2) 粒 度

- a) 再生骨材の粒度は表2の範囲を標準とする。ふるい分け試験は、JIS A 1102によるものとする。
- b) 粗粒率の変動は、コンクリート配合を定めるときに用いた粗粒率に比べて、再生細骨材で0.2以上変動してはならない。

表2 再生骨材の粒度範囲

ふるいの呼び寸法 (mm)			ふるいを通るものの重量百分率 (%)								
			50	40	30	25	20	15	10	5	2.5
再 生 粗骨材	最 大 寸 法 (mm)	40	100	95~100			35~70		10~30	0~5	
		25			100	95~100		30~70		0~10	0~5
		20				100	90~100		20~55	0~10	0~5

ふるいの呼び寸法 (mm)		ふるいを通るものの重量百分率 (%)						
		10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
再 生 細 骨 材		100	90~100	80~100	50~90	25~65	10~35	2~15

(3) コンクリートに対する有害物含有量の限度

コンクリートに対する有害物の含有量は、表3の値とする。

表3 有害物の含有量 (重量百分率)

(単位：%)

		再生粗骨材 1、2、3種	再生細骨材 1、2種
洗い試験で 失われるもの	コンクリートの表面がすりへり 作用を受ける場合	1.5以下	5以下
	その他の倍	1.5以下	7以下

(4) 再生骨材コンクリートの品質

- a) 再生骨材コンクリートの種類は表4によることを原則とする。ただし、別途検討を行いその構造物の使用条件下で何ら問題なく使用できると認められた場合には、表4に示す種類あるいは骨材の組合せに限定されなくともよい。
- b) 重要構造物に使用する再生骨材コンクリートはAEコンクリートを原則とし、かつ耐久性を考慮した水セメント比としなければならない。

表4 再生骨材コンクリートの種類

再生骨材コンクリートの種類	再生骨材コンクリートの用途	使用粗骨材	使用細骨材
I	鉄筋コンクリート、無筋コンクリート等	再生粗骨材1種	普通骨材
II	無筋コンクリート等	再生粗骨材2種	あるいは再生細骨材1種
III	捨てコンクリート等	再生粗骨材3種	再生細骨材2種

## II 路盤材

コンクリート副産物の路盤材料への利用に関しては、「プラント再生舗装技術指針」（日本道路協会、1992.12）があり、コンクリート副産物の破砕物も舗装要綱のクラッシュランまたは粒度調整碎石の規格を満たせば使用できるようになっている。

以下に「プラント再生舗装技術指針」に規定されている品質基準を示し、コンクリート副産物の路盤材への使用にあたっての暫定品質基準案とする。

### (1) 下層路盤材

下層路盤に使用する再生材の品質は、表5の規格を満足するものとする。

表5 下層路盤に用いる再生材の品質

項目 適用	工法・材料	修正CBR (%)	P I (塑性指数)	一軸圧縮強さ 材齢kgf/cm <sup>2</sup> (MPa)
簡易舗装	再生クラッシュラン	10以上 [20以下]	9以下	—
アスファルト 舗装	再生クラッシュラン	20以上 [30以上]	6以下	—
	再生セメント安定処理	—	—	7日 10 (1.0)
	再生石灰安定処理	—	—	10日 7 (0.7)
セメントコン クリート舗装	再生クラッシュラン	20以上 [30以上]	6以下	—
	再生セメント安定処理	—	—	7日 10 (1.0)
	再生石灰安定処理	—	—	10日 5 (0.5)

注) (1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤・基層・表層の合計厚が次に示す数値よりも小さい場合には修正CBRの基準値に [ ] 内の数値を適用する。

北海道地方 …… 20cm

東北地方 …… 30cm

その他の地域 … 40cm

なお、40℃でCBR試験を行う場合は通常値を満足すればよい。

(2) 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度は道路用碎石S-13 (13~5mm) のもの〕とする。

(3) 再生クラッシュランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみP Iの規定を適用する。

(4) セメントコンクリート舗装に再生クラッシュランを用いる場合、試験路盤より支持力が確認できるときや過去の例で経験的に耐久性が確認されているときは、425 $\mu$ mふるい通過分のP Iを10以下としてもよい。またこの場合で425 $\mu$ mふるい通過量が10%以下の材料ではP Iが15のものまで用いることができる。

(2) 上層路盤材

上層路盤に使用する再生材の品質は、表6の規格を満足するものとする。

表6 上層路盤に用いる再生材の品質

項目 適用	工法・材料	修正CBR (%)	一軸圧縮強さ kgf/cm <sup>2</sup> (MPa)	マーシャル安定度 kgf (kN)	その他の品質
簡易舗装	再生粒度調整碎石	60以上 [70以上]	—	—	PI 4以下
	再生加熱アスファルト安定処理混合物	—	—	350以上 (3.43以上)	フロー値10~40 (1/100cm) 空隙率3~12%
	再生セメント安定処理混合物	—	材齢 7日 25(2.5)	—	—
	再生石灰安定処理混合物	—	材齢 10日 7(0.7)	—	—
アスファルト舗装	再生粒度調整碎石	80以上 [90以上]	—	—	PI 4以下
	再生加熱アスファルト安定処理混合物	—	—	350以上 (3.43以上)	フロー値10~40 (1/100cm) 空隙率3~12%
	再生セメント安定処理混合物	—	材齢 7日 30(2.9)	—	—
	再生石灰安定処理混合物	—	材齢 10日 10(1.0)	—	—
セメントコンクリート舗装	再生粒度調整碎石	80以上 [90以上]	—	—	PI 4以下
	再生加熱アスファルト安定処理混合物	—	—	350以上 (3.43以上)	フロー値10~40 (1/100cm) 空隙率3~12%
	再生セメント安定処理混合物	—	材齢 7日 20(2.0)	—	—
	再生石灰安定処理混合物	—	材料 10日 10(1.0)	—	—

- 注) (1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整碎石は、修正CBRの基準値に[ ]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行う場合は、通常の値を満足すればよい。
- (2) 上層路盤に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験〔粒度区分は道路用碎石S-13(13~5mm)のもの〕とする。
- (3) 再生粒度調整碎石の材料として路盤再生骨材もしくは再生路盤材を用いる場合のみPIの規定を適用する。
- (4) セメントコンクリート舗装に再生粒度調整碎石を用いた場合は、表6の規格を満足するものを用いることが望ましいが、それ以外の材料であっても試験路盤により支持力が確認されている場合は、425μmふるい通過分のPIを6以下としてもよい。また、この場合で425μmふるい通過量が10%以下の材料ではPIが10のものまで用いることができる。

III 埋め戻し材・裏込め材

コンクリートと副産物の再生クラッシュランおよび再生砂を埋め戻し材・裏込め材として利用するにあたっての品質基準を以下のように規定する。

- (a) 再生クラッシュラン：最大粒径は目的に応じて適宜選択する。
- (b) 再生砂：細粒分(75μm以下)の含有率(重量百分率)の上限を50%未満とする。

## 9 法面緑化工等へのリサイクルの使用について（通知）

12 監 技 第309号

平成13年2月6日

土木部各課長  
土木部出先機関の長 殿

技術管理室長

### 法面緑化工等へのリサイクルの使用について（通知）

法面緑化工法については、下水道汚泥利用促進のため「下水道汚泥を使った法面緑化工法（PMC工法）について」技術管理室長（通知）平成9年3月10日付により促進しているところですが、建設発生木材、建設汚泥等のリサイクルについては依然低迷しています。

今後は、一層のリサイクル材の利用促進を図るため、下記により工法の選定をしてください。

なお、建設事務所長においては、管内市町村に情報提供をしてください。

#### 記

- 1 選定にあたっては、リサイクル材を利用した「リサイクル緑化工法等」を原則とする。  
ただし、リサイクル材の調達が困難の場合は、それ以外の工法とすることができる。

#### 参 考

現在県内で実績のある工法として次のものがある。

PMC緑化工法、RC緑化工法、ミライクル緑化工法、エコサイクル緑化工法等がある。

NETIS（新技術情報提供システム）ホームページには、他にも工法が登録されているので参考にしてください。

<http://www.kangi.ktr.mlit.go.jp/netis/netishome.asp>

技術管理室指導班 内線 3331
---------------------

## 10 マニフェストについて

廃棄物処理法が改正され、産業廃棄物の排出から最終処分までの処理が適正に行われるよう、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」が平成13年4月1日から変わりました。

〔改正のポイント〕

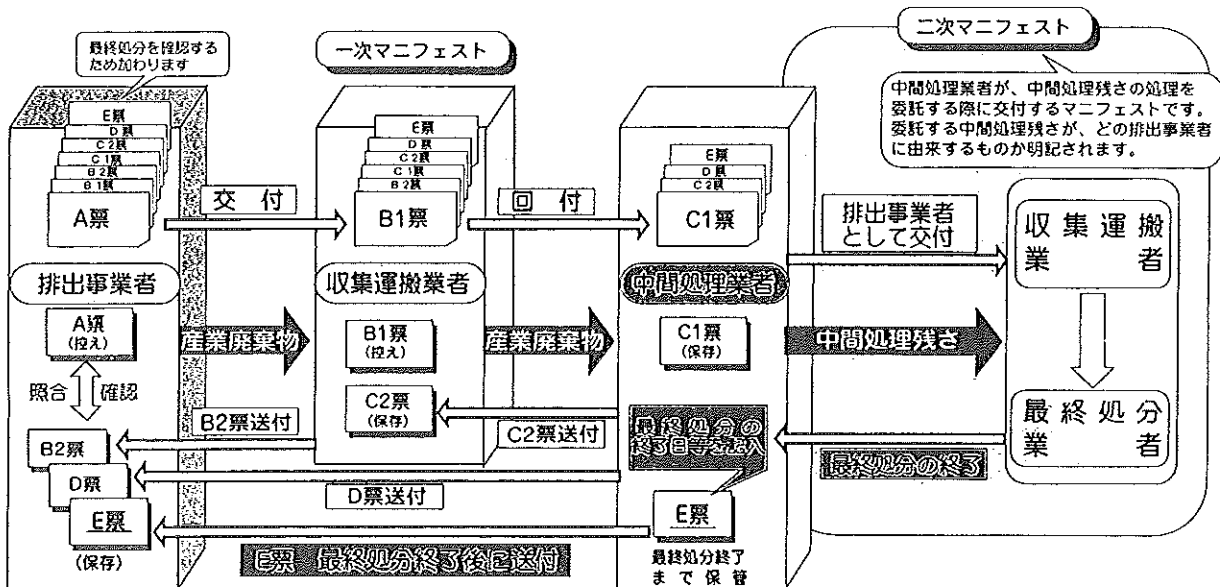
### 1 排出事業者の確認義務の強化

産業廃棄物の処理を委託する事業者は、最終処分（埋立処分又は再生）まで適正に処理が行われたことを確認することが義務付けられます。

### 2 罰則の強化

マニフェストに係る義務に違反した場合の罰則が強化されます。（Q&Aの3を参照）

〔マニフェスト制度の仕組み ー7枚綴りマニフェストの流れー〕



〔排出業者からみたマニフェストの流れ〕

- 1 排出事業者が産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡します。  
必要事項を記入したマニフェストを運搬担当者に渡し、お互いに記載事項を確認します。  
運搬担当者にサイン又は受領印をもらい、A票を控えとして手元に残し、確実に保管します。
- 2 収集運搬業者が産業廃棄物を中間処理業者まで運搬し引き渡します。  
運搬終了後10日以内に、収集運搬業者がB2票（運搬終了の報告票）が送付されます。  
A票と照合し、中間処理業者への引き渡しを確認します。
- 3 中間処理業者が産業廃棄物の中間処理を行います。  
処理終了後10日以内に中間処理業者からD票（処分終了の報告票）が送付されます。  
A票と翔合資、中間処理の終了を確認します。
- 4 中間処理業者が中間処理残さの最終処分を行います。  
中間処理業者から最終処分の終了が記入されたE票（最終処分終了の報告票）が送付されます。  
A票と照合し、最終処分の終了を確認します。B2票、D票、E票は5年間保存します。



〔Q&A マニフェストシステム〕

Q 1 マニフェストはどこで入手できますか。

A (社)全国産業廃棄物連合会が発行している一般のマニフェストは、(社)長野県産業廃棄物協会で購入できます。

建設系廃棄物専用の「建設系廃棄物マニフェスト」は、(社)長野県建設業協会で購入できます。

問い合わせ先:(社)長野県産業廃棄物協会 TEL026-224-9192  
(社)長野県建設業協会 TEL026-228-7200

Q 2 マニフェストが返送されないときは、どうすればよいですか。

A マニフェスト交付から 90 日(特別管理産業廃棄物は 60 日)以内に「B2 票」及び「D 票」が返送されない場合や、180 日以内に最終処分が終了した旨の「E 票」が返送されない場合は、委託した処理業者に問い合わせして処理の状況を把握し、生活環境の保全上のため必要な措置を講じ、その状況を 30 日以内に県知事(保健所長)に報告しなければなりません。また、記載不備や虚偽記載があるマニフェストが返送された場合も、同様の措置が必要です。

Q 3 マニフェストを使わないとどうなりますか。

A マニフェストに関する義務違反に対する罰則が、今回の改正法で大幅に強化されました。

○マニフェストを交付しないで廃棄物の処理を委託すると、今回の法改正で大幅に強化されました。

○マニフェストに虚偽の記載をした場合、必要事項が未記入の場合、マニフェストを保存しなかった場合も、50 万円以下の罰金が科せられます。

○上記マニフェストに係る義務違反や、マニフェストが返送されない場合の適切な措置を怠った場合で、不法投棄などの不適正な処理が発生したときは、排出事業者も原状回復のための措置命令の対象となります。

Q 4 電子マニフェストとは何ですか。

A パソコンと電話回線を利用するマニフェストシステムです。

パソコンによりマニフェスト情報が簡単に入力でき、廃棄物の処理状況を迅速かつ的確に把握することが可能であり、マニフェストの保存も不要となるなど、マニフェストの運用管理が合理化できます。

問い合わせ先:(財)日本産業廃棄物処理振興センター(情報処理センター)  
TEL03-3487-3381 ホームページ <http://mm.jwnet.or.jp>

※マニフェスト制度についての問い合わせ先 : 最寄りの地方事務所生活環境課又は県庁廃棄物対策課へ。(長野市内の方は長野市廃棄物対策課へ)

(地方事務所)	佐 久 0267-63-3166	上 小 0268-25-7151	諏 訪 0266-57-2952
大 井 川	上伊那 0265-76-6838	下伊那 0265-53-0434	木 曾 0264-25-2234
	松 本 0263-40-1941	北安曇 0261-23-6563	長 野 026-234-9590
	北 信 0269-23-0202	(県庁廃棄物対策課) 026-235-7187	

(長野市廃棄物対策課) 026-224-7320

## 11. 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

長野県

当初制定 平成 14 年 6 月 25 日

最終改正 平成 21 年 3 月 19 日

長野県が発注する「公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事」は、下記の要領に基づき実施するものとする。

### （１）建設リサイクル法の対象工事

1. 土木工事においては、請負代金額が 500 万円以上で、特定建設資材を用いた土木工作物等に係る解体工事、または、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等の場合に、分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けとなる。
2. 特定建設資材とは、次に掲げる建設資材をいう。
  - コンクリート
  - コンクリート及び鉄から成る建設資材
  - 木材
  - アスファルト・コンクリート

### （２）分別解体等及び再資源化等の実施要領

1. 設計図書等における条件明示の方法
  - イ、入札時、変更契約時には別紙 1「施工条件明示事項」に記載し、条件明示するものとする。
  - ロ、「施工条件明示事項」は、建設リサイクル法の適用に係わらず、全工事に適用する。
  - ハ、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。
2. 積算上の取扱い
  - イ、再生資材の単価は、県設定単価を計上する。ただし、設定単価のない地区は見積単価により決定するものとする。
  - ロ、再資源化施設の入入れ費用（処理費）は、県設定単価を計上する。  
ただし、処理施設設定単価のない施設は、見積単価により決定するものとする。
  - ハ、分別解体等に要する費用及び建設資材廃棄物、建設発生土等を他の建設工事現場及び再資源化施設等へ搬出、あるいは建設工事現場への搬入に必要となる費用（積込み及び運搬費用）を積算基準書に基づき計上する。
3. 事前説明  
発注者は、建設リサイクル法 第 12 条第 1 項の規定による対象建設工事の届出に係る事項について、受注しようとする者から契約前に事前説明を受けることとする。  
説明書様式は、「参考様式 2（法第 12 条第 1 項の規定による説明用）説明書 参照」

#### 4. 建設工事請負契約

契約にあたっては、分別解体等及び再資源化等について認識を共有するため、建設業法で定める以外の下記の項目について書面に記載しなければならない。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・ 再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

#### 5. 都道府県知事への事前届出（通知書）

イ、発注者は、特定建設資材を用いた解体工事等、または、特定建設資材を用いた新築工事等で請負代金額

500万円以上の工事においては、事前届出（通知書）を提出しなければならない。

ロ、提出先は、都道府県知事（窓口地方事務所建築課・又は商工観光建築課建築係）とする。

ただし、工事実施個所が、長野市・松本市・上田市の場合は各市長（市役所）に通知書を提出する。

通知書様式は「別紙2 通知書 参照」

ハ、発注者は、提出した通知書の写しを受注者に送付する。ニ、受注者は、下請がある場合は下請業者に対し都道府県知事等への写しを添付し告知する。

告知書様式は、「別紙3 告知書 参照」

#### 6. 施工計画書における取り扱い

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者には、施工計画書提出時に下請がある場合は、告知書の写しを添付させるものとする。

ロ、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画については、全工事について施工計画書に含めて提出させること。また、その実績について提出させること。

#### 7. 完了時

イ、発注者は、「建設リサイクル法対象工事」の工事受注者に、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、書面にて必要事項を報告させるとともに報告書を発注者にて保管する。

再資源化等報告様式は、「別紙5 再資源化等報告様式 参照」

#### 8. 再生資材の管理

イ、再生資材を使用する場合は、適正な品質確保について十分注意を払うよう指導する。

適正な品質が確保されないような場合は、新材、購入土の使用を検討し、設計変更により対応することとする。

#### 9. 実施要領の適用

この実施要領は、平成21年4月1日から適用するものとする。

特定建設資材の範囲は、以下のとおりとする。

分類	例示
特定建設資材であるもの	木材（繊維板等を含む）、コンクリート、アスファルト・コンクリート等
特定建設資材ではないもの	モルタル、アスファルト・ルーフィング等

（具体例）

資材名	規格	判定	特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの



# 告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - )電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

## 記

### 1、添付資料

通知書(必要事項を記載したもの)

別表(別紙1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

その他の添付資料(添付する場合)

案内図

工程表

[注]本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

( 参考様式 2 ) ( 法第 12 条第 1 項の規定による説明用 )

## 説 明 書

平成 年 月 日

( 発注者 )

様

氏名 ( 法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名 )

( 郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

### 記

1 説明内容 添付資料のとおり

2 添付資料

( 1 ) 届出書 ( 様式第一号に必要な事項を記載したもの )

( 2 ) 別表 ( 別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの )

別表 1 ( 建築物に係る解体工事 )

別表 2 ( 建築物に係る新築工事等 ( 新築・増築・修繕・模様替 ) )

別表 3 ( 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( 土木工事等 ) )

( 3 ) その他別添資料 ( 添付する場合 )

案内図

工程表

# 届出書

知事  
市区町村長 殿

平成 年 月 日

フリガナ  
発注者又は自主施工者の氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_ 印  
(郵便番号 - - )電話番号 - -

住所 \_\_\_\_\_  
(転居予定先) (郵便番号 - - )電話番号 - -  
住所 \_\_\_\_\_

必要事項の「工事の概要」が記載されていればよい。  
(様式第一号)届出書の提出を求めているものではない。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

### 1. 工事の概要

工事の名称 \_\_\_\_\_  
工事の場所 \_\_\_\_\_  
工事の種類及び規模  
建築物に係る解体工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの  
用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 \_\_\_\_\_ 万円  
請負・自主施工の別: 請負 自主施工

### 2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ  
氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_  
(郵便番号 - - )電話番号 - -  
住所 \_\_\_\_\_  
許可番号(登録番号)  
建設業の場合  
建設業許可 \_\_\_\_\_ 大臣 知事( - - ) \_\_\_\_\_ 号 ( \_\_\_\_\_ 工事業)  
主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_  
解体工事業の場合  
解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号  
技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

### 3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

### 4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1  
建築物に係る新築工事等については別表2  
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3  
により記載すること。

### 5. 工程の概要

(工事着手予定日) 平成 年 月 日

(工事完了予定日) 平成 年 月 日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)  
(注意)

- 1 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 2 記名押印に代えて、署名することができる。
- 3 届出書には、対象建設工事に係る建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

受付番号 \_\_\_\_\_



必要事項の「工作物の構造」「工事の種類」「使用する特定建設資材の種類」が記載されていなければならない。  
 (別表3) 分別解体等の計画等の提出を求めているものではない。

建築物以外のものに係る解体  
**分別解体等の計画等**

工作物の構造 (解体工事のみ)	鉄筋コンクリート造 その他( )		
工事の種類	新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 _____年 その他( )	
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他( ) 敷地境界との最短距離 約 _____m その他( )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他( )	
	搬出経路	障害物 有( ) 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 有 無 その他( )	
	特定建設資材への付着物 (解体・維持・修繕工事のみ)	有 ( ) 無	
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	上の工程における _____ の順序 その他( ) その他の場合の理由( )		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)	_____ トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		コンクリート塊	_____ トン
		アスファルト・コンクリート塊	_____ トン
		建設発生木材	_____ トン
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他			
備考			

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# 再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - )電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1、工事の名称 \_\_\_\_\_

2、工事の場所 \_\_\_\_\_

3、再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4、再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5、特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」

チェックリスト

(参考資料)

平成21年4月1日

番号	項目	建設リサイクル法にて義務づけられている事項	義務づけではないが実施する事項	備考
	[基本事項]	請負額5,000千円以上工事適用	請負額5,000千円未満工事適用	
1	入札時の条件明示	請負契約書に記載するための条件明示をする。	建設発生土・特定建設資材・産業廃棄物がある場合条件明示をする。	担当者: 工事担当者
2	事前説明 (建設リサイクル法12条-1項)	建設リサイクル法第12条-1項の規定に基づく届け出に係る軸について、受注しようとする者から契約前に事前説明を受ける。 参考様式2		
3	建設工事請負契約書 (建設リサイクル法13条)	・ 契約書に下記の事項を記載する。 分別解体の方法。 解体工事に要する費用。 再資源化等をする施設の名称及び所在地。 再資源化等に要する費用。		担当者: 工事事務係
4	都道府県知事への通知書 (建設リサイクル法11条・12条-2項)	発注者は、都道府県知事等に通知書を提出する。 受注者は、下請がある場合は、下請業者に通知書を添付し告知する。		担当者: 工事担当者 しゅん工書類必要として添付
5	施工計画時	受注者は、分別解体の計画書を作成し施工計画書提出時に提出し、発注者に説明する。 下請がある場合は、告知書の写しを添付する。	受注者は、分別解体の計画書を作成し施工計画書提出時に提出し、発注者に説明する。	担当者: 工事担当者 しゅん工書類必要として添付
6	変更契約書 (建設リサイクル法13条)	請負金額等に変更が生じた場合。 分別解体等の金額に変更が生じた場合。	請負金額等に変更が生じた場合。	担当者: 工事事務係
7	完了時 (建設リサイクル法18条)	受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に再資源化等報告書にて報告すると共に保存する。	受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、発注者に施工協議書にて報告し保存する。	担当者: 工事担当者 しゅん工書類必要として添付